

平成15年4月8日(火)
於・農林水産省第2特別会議室

水産政策審議会第10回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第10回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成15年4月8日 午後2時00分

閉会 平成15年4月8日 午後2時37分

2. 出席した委員の氏名

委員	植村正治	岡田和子	小野征一郎	相原英郎
	佐々木護	佐藤稔	島秀典	中田邦彦
	中村晃次	西橋久美子	二村雄三	増田常男
	三鬼楠好	本川廣義	矢野等子	吉岡修一
	吉武雅子			

3. 水産庁側出席者

川口次長 高柳管理課長 井貫沿岸沖合課長 桑遠洋課長

佐藤資源管理推進室長

4. 諮問事項

諮問第42号 漁業法第58条第1項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

諮問第43号 漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

諮問第44号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

5. 報告事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（第8回漁獲可能量部会の結果報告）

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

6. 議 事

以下のとおり

7. 議決の数

出席者全員賛成

8. 答 申

[別紙のとおり](#)

開 会

司会（谷口漁政課課長補佐） お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただ今から、第10回資源管理分科会を開催させていただきます。

それでは、委員の出欠状況について御報告いたします。本日は、委員25名中、17名の方が出席されております。

水産政策審議会議事規則によりまして、定足数は過半数とされており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

それでは、分科会長よろしくお願いいいたします。

議 事

諮 問 事 項

諮問第42号

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について

小野分科会会長 それでは、これから本日の議事に入りたいと思います。

本日は諮問事項が 3 件、報告事項が 2 件ございます。

なお、本日御審議いただきます諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第 10 条の規定により、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。

まず、諮問第 42 号について、御説明をお願いいたします。

糸遠洋課長 遠洋課長でございます。

お手元の資料 2 をごらんいただきたいと思います。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 亀井 善之

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業の公示について（諮問第 42 号）

中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 16 年 2 月 29 日までと定めたいので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

次に、この公示の内容につきまして御説明したいと思いますが、次の次のページをごらんいただきたいと思います。横の表になってございます。

まず対象の漁業種類でございますが、日本海の海域のみを操業するものを除く中型さけ・ます流し網漁業でございます。この資料の最後のページにその操業水域を図で示してございます。

3 月 24 日から先週の金曜日まで、ロシアのモスクワで日口の漁業合同委員会が開催されました。さけ・ますの総枠につきましても前年と多くも少なくもないということで、前年が 1 万 1,000 トンの枠でございました。今年度もロシアの水域におきまして、さけ・ますの漁業を行うものにつきまして、今回、公示をさせていただきたい、このように考えております。

前に戻っていただきまして、先ほどの公示内容の表でございますが、隻数につきましては、昨年の公示隻数が 86 隻に対しまして、申請隻数が 9 隻少なかったこと、さらに漁船の売却によって 1 隻の許可が失効いたしましたため、昨年の公示隻数より 10 隻減らします 76 隻を今回、公示させていただきたいと考えております。

それから、昨年との変更点がもう一点ございまして、最後から 2 枚目をごらんいただきたいと思っております。公示の欄の備考の 2 の四でございますが、ここに「漁獲物またはその製品の陸揚げに際しては、漁業監督官の検査を受けなければならない。」とございます。本漁業の漁獲物の陸揚げにつ

きましては、水産庁の漁業監督官が昨年からすべての検査を行うことといたしましたため、この部分を修正いたしましたわけです。2ページ目でございますけれども、前は「漁獲物またはその製品の陸揚げに際しては、検数人の検数を受け、かつ、その数量証明書を農林水産大臣に提出しなければならない。」と書いてございましたが、今回、先ほどのように修正をさせていただきたいということでございます。

以下は前年と内容は同じでございます。

船舶の総トン数につきましては、新トンで30トン以上185トン未満、旧トンで30トン以上153トン未満でございます。

操業区域につきましては、いわゆるロシアの二百海里水域、ロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域でございます。

操業期間でございますが、本年の5月1日から7月31日までと、このようになってございます。

申請期間でございますが、一般の漁業でございますと3ヶ月間の公示期間をとらなければならないということでございますが、本件につきましては、ロシアとの国際交渉との関連、また漁期との関連がございまして、公示の日から4月18日までといたしたいと考えてございます。

以上でございます。

小野分科会会長 それでは、諮問第42号について、何か御意見、御質問はございませんか。

栢原委員 全く事務的な問題であれですが、私だけが資料が違うのでしょうか、4ページ目の大臣名が古いままになっておりますが。

糸遠洋課長 「農林水産大臣 亀井善之」に変更のものと差し替えさせていただきたいと思えます。申しわけございませんでした。

小野分科会会長 どうも失礼しました。

そのほかに……。

〔「なし」の声あり〕

小野分科会会長 原案どおりでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第43号

漁業法第58条第1項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について

小野分科会会長 それでは、43号について御説明を願います。

糸遠洋課長 引き続きまして、資料3をごらんいただきたいと思えます。諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 亀井 善之

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく遠洋底びき網漁業の公示について（諮問第 43 号）

当該漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 1 項の規定に基づき公示するとともに、当該公示にかかる許可の有効期間を当該許可の日から平成 16 年 7 月 31 日までと定めたいので、同条第 3 項、第 58 条の 2 第 6 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

御説明を申し上げます。

まず、操業水域は後ろから 2 枚目に地図をつけてございますが、日本の周辺水域を除く全世界がこの漁業の対象操業区域となっております。

今回の許可隻数でございますが、3 枚目を見ていただきたいと思います。昨年よりも 11 隻少ない 68 隻を公示させていただきたいと思っております。

許認可の期間でございますが、この漁業につきましても、NAFO とか南極洋の条約とか、いわゆる国際取り決めとの関係がございまして、引き続き、許可の期間を 1 年間と、このようにさせていただきたいと思っております。

次に制限または条件について御説明を申し上げます。

総括しまして、後ろから 3 枚目に今回の公示で追加または緩和をした条件の改正を要約いたしております。

1 点目は制限条件の 4 でございます。ここにつきましては、昨年の 7 月 31 日をもちまして、本漁業の陸揚げ港の限定をとりやめて、原則自由といたしました。これに伴いまして、従来、制限条件の 4 項のうち、各水揚げのたびに陸揚げ港を水産庁長官へ報告するというこの部分を削除することが 1 点目でございます。

2 点目も削除でございますが、昨年の 5 項、これにつきましてはその対象となる水域がベーリング公海の漁業でございました。ここで各漁船ごとに生物調査員を選任し、調査結果を水産庁長官へ報告させる、このようにいたしておりましたけれども、当該漁業が近年全くなく、その再開もめどが立たないということから、この規定を廃止するということにいたしました。

3 点目でございますが、GPS 装置の設置と位置情報の記録と提出を義務づけておりましたけれども、現在、すでにトランスポンダーなど人工衛星を利用することにより、リアルタイムで全漁船の位置が詳細に把握できるということになりましたため、この条件の規定を廃止することといたしました。

4 点目でございますが、従来、「アルゴシステム」という 1 メーカーの名称を記載しておりましたけれども、技術の進歩によりまして、他の装置でも、例えばインマルCなどでもこの情報が可能になりましたことから、アルゴシステムに限らず、他の機器でも設置可能となるように、一部改正をさせていただきました。

5 点目は地域漁業機関への登録でございます。ここからは追加になりますけれども、現在、遠洋底びき網漁業は外国の二百海里水域での操業が非常に困難となりまして、南極海洋生物資源保存管理委員会や NAFO など、地域漁業機関が管理する公海漁場で操業する例が多くなっているわけで

あります。これらの地域漁業機関では、これら機関が管理する水域での資源管理を徹底し、いわゆる無規制・無報告・違法漁船を廃絶するという観点から、締約国、加盟国が登録した漁船以外の船が操業することを禁止し、漁獲物の転載についてもいわゆる船籍国の厳しい管理を求めています。このため、これらの地域漁業管理機関の資源管理政策に積極的に協力し、透明性と信頼性の高い公海漁業を実現する観点から、今回、地域漁業管理機関が管理する水域並びに漁獲物に限定いたしまして、その漁船の登録と転載の届け出というものを義務づけることにいたしたいと考えております。それが5番、6番でございます。それぞれ管理機関ごとに規制を変えております。

最後に天皇海山の水域の網目規制でございます。この水域は北太平洋の中央部に位置する公海の漁場でございます。そして数少ない残された遠洋底びき網漁業の優良漁場の1つになっております。現在、この漁場を管理する国際的な地域漁業管理機関がまだ存在いたしておりません。したがって、旗国の責任のもと、船籍国の責任のもとに操業を行っているというのが現在の実態でございます。現在、この漁場の底魚を利用しているのはほとんど我が国の漁船ということで、その中でも特に遠洋底びき網の漁船の占める割合が高うございます。一方、この漁場はアメリカの水域にも隣接し、また公海漁場であることから何ら資源管理措置も行わずということでありますと、国際的な批判を招きかねないという状況にもなっております。これらを受けまして、10年前から水産庁は漁業者との協力のもとで、ボランティアベースではございますが、網目規制、体長規制等を行ってまいりました。したがって、10年を経過し、漁業者の中でも資源管理の意識が育ってきているという状況ではありますけれども、いろいろ漁場環境の変動等もありまして、最近、魚体の小型化とか、漁獲量の減少も懸念されるという状況となっております。したがって、今回、この自主規制の中で客観的かつ効果的、また漁業者にとっても煩雑ではないという網目規制とコッドエンドの内張禁止、この2つを導入させていただき、国際的な批判を我が国が受けないようにさせていただきたいと、このように考えております。

以上で説明を終わります。

ありがとうございます。

小野分科会会長 今の説明について、何か御意見、御質問はございませんか、特にございませんか……。

原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会会長 ありがとうございました。

それでは、そのように決定いたします。

諮問第44号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

小野分科会会長 それでは、諮問第44号について、御説明願います。

糸遠洋課長 引き続き御説明させていただきます。

資料4をごらんいただきたいと思います。諮問文を朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野 征一郎 殿

農林水産大臣 亀井 善之

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する

省令について（諮問第 44 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 5 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1 枚めくっていただきまして、この改正につきましては、遠洋課の所管しております遠洋かつお・まぐろ漁業と沿岸沖合課が所管しておりますいか釣り漁業の 2 本でございます。

まず、私の方から遠洋かつお・まぐろ漁業関係につきまして御説明を申し上げます。

今回の改正点は、昨年 11 月にスペインで開催されました大西洋まぐろ類保存国際委員会の決定に従いまして、国内措置を担保するというものでございます。

ICCAT の年次会合におきましては、地中海を含む東大西洋におきまして、まき網漁業などにより、くろまぐろ小型魚が多獲されているという現状から、くろまぐろの小型魚の漁獲規制を強化する資源管理措置が決定されたところでございます。今般、この決定を反映すべく指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の別表第 2 につきまして、所要の改正をするものであります。

なお、資料が「まぐろ類保全国際条約」となっておりますが、「まぐろ類保存国際条約」の誤りですので、申しわけございませんが、御訂正をお願い申し上げます。

具体的には、2 つに分かれていまして、くろまぐろ小型魚の漁獲抑制措置と採捕の禁止措置がございまして、まず抑制措置につきましては、従来、6.4 キログラム未満の小型魚の許容範囲を 15 % 以内とするという抑制措置であったところを、今般はそれを東大西洋については許容範囲を 10 % 以内に削減するというのが 1 点目の改正でございます。2 点目は、採捕禁止の措置でございます。従来、1.8 キログラム未満の小型魚を採捕禁止としておりましたが、それを地中海では 4.8 キログラム以下を採捕禁止とするものでございます。また、さらにそれ以外の大西洋につきましても、従来は 1.8 キログラム未満が採捕禁止であったものを 3.2 キログラム未満に引き上げる。このように変更するものでございます。

なお、日本の遠洋まぐろはえ縄漁業におきましては、大型魚を対象といたしておりまして、実際に 6.4 キログラム未満のくろまぐろの小型魚を採捕したという事例はほとんどないということから、この規制強化に伴いまして、実質的な影響はないものと、このように考えております。

また、この適用期間でございますが、大西洋における日本の遠洋まぐろはえ縄漁業につきましては、8 月から翌年の 7 月という漁業年度で管理しておりますので、今般の改正の適用も本年の 8 月 1 日から行いたいと、このように考えております。

引き続き、沿岸沖合課に交代いたします。

井貫沿岸沖合課長 引き続きまして、いか釣り関係の省令改正の内容について御説明したいと思います。

今回お諮りする操業禁止区域並びに期間禁止区域の拡大につきましては、昨年の一斉更新の以後、

全国沖合いか釣り漁業協会と全国いか釣り漁業者協議会の間で話し合いが進められておりまして、それが実は昨日付、4月7日付で調整が整いまして、その調整が整った内容のうち、省令改正をするという合意がされているものについてお諮りするものでございます。

具体的には新旧対照表が後ろについておりますが、そちらの4ページ、いか釣り漁業の欄、それから資料4の後ろに別紙で、「別紙1」、「別紙2」という形の2枚綴りの参考図をつけてございますので、その両方をごらんいただきたいと思っております。

まず図の方から御説明いたします。別紙1が新潟県佐渡島の周辺でございます。従来、ギザギザのついております線、いわゆる佐渡島周辺五海里が30トン以上のいか釣り漁業の周年禁止区域でございましたが、今回の合意によりまして、まず左の方に関岬北西の線、それから下の方に小木町沢崎鼻灯台真西、正西の線、この間に「新たな周年禁止」ということが書かれてございます。この5マイルと20マイルの間につきまして、今回、新規の周年禁止区域ということで追加するというものが1つでございます。

その上の横線が引っ張ってございます線、このうち弾崎の真北から関岬の北西の線までにつきましては、従来から中型いか釣り漁業が5月20日から7月20日、操業自粛をしておったものですが、今回、その従来の操業自粛ラインプラス右側の弾崎北東の線までについて、5月20日から7月20日までの期間禁止を省令で規定するというものが1つ、新潟県の沖での話でございます。

それから、別紙2が青森県の尻屋埼灯台周辺の話でございます。これは従来、尻屋埼灯台の真北3マイル、真東3マイルを通る直線でもって30トン以上のいか釣り漁業の禁止ラインを設けておりましたが、今回、話し合いの結果、尻屋埼灯台から6.8マイルの沖合まで周年禁止区域を拡大するというところで協議が整いましたので、その点を省令に入れたいということで、省令の改正内容といたしましては、新旧対照表のいか釣り漁業のうち、周年禁止を規定しております部分の中で最後のところに、上が今度改正になったところでございますけれども、「青森県下北郡東通村尻屋埼灯台から沖合六・八海里以内の海域」ということで追加してございます。それから、二のところが、「新潟県佐渡郡の周囲最大高潮時海岸線から沖合二十海里以内の海域のうち、同県佐渡郡小木町沢崎鼻灯台正西の線以北、同県佐渡郡相川町関岬北西の線以南の海域」が周年禁止区域の部分として追加されております。

それから、5ページの新旧対照表の三の部分といたしまして、ここに先ほどの斜線の部分、5月20日から7月20日までの期間につきまして、関岬北西の線より東、弾崎北東の線より西について期間禁止にするというものでございます。

以上、ようやく話し合いが整いまして、省令を改正するということになりました。また、全体の調整につきましては、一部岩手県、宮城県の沖につきましては、今後、話し合いを継続するというので、話し合いの方向についての確認をした上で、昨日付で調整が整ったところでございます。

以上、説明を終わります。

小野分科会会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明について、何か御意見、御質問はございませんか。

三鬼委員、どうぞ。

三鬼委員 かつお・まぐろについては結構でございます。

小野分科会会長 かつお・まぐろについては結構であると、わかりました。

ほかには、あといか釣りとかになりますが、特に御意見はございませんか……。

〔「なし」の声あり〕

小野分科会会長 諮問 44 号は原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

報 告 事 項

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の 規定に基づく基本計画の検討等について

小野分科会会長 それでは、報告事項の について、御説明をお願いいたします。

中村委員。

中村（晃）漁獲可能量部会会長 それでは、私から先ほど終わりました TAC 部会の結果につきまして、報告させていただきます。

お手元に資料 5 というものが配付されていると思います。これが決定いたしました結果でございますが、先ほど行われました第 8 回の漁獲可能量部会で検討が行われまして、原案とおりまさば及びごまさばについて、宮崎県に 9,000 トンの追加配分をするということを決しております。

これは留保枠の中から配分をするというものでありまして、TAC の総枠そのものは変更しておりません。したがって、水産政策審議会の議事規則、あるいは資源管理分科会議事規則の規定によりまして、TAC 部会の議決をもって審議会の議決となるということになっております。

以上でございます。

小野分科会会長 ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんか……。

〔「なし」の声あり〕

第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

小野分科会会長 それでは、報告事項の について、管理課長、お願いいたします。

高柳管理課長 管理課長の高柳と申します。

お手元の資料 6 をお願いしたいと思います。「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量」でございます。

本年 3 月 25 日までに報告のあった数量でございます。魚種別に採捕数量がさんま 1,000 トン、すけとうだら 15 万 7,000 トン、まあじ 2 万 5,000 トン、まいわし 0、まさば及びごまさば 3 万 5,000 トン、するめいか 8,000 トン、ずわいがに 3,852 トンということでございまして、暦年物につきましては、開始してからまだ間がないということもあって、こういった水準になっております。

以上でございます。

小野分科会会長 ただいまの御説明について、何か御質問、御意見等ございますか、特にございませんか.....。

〔「なし」の声あり〕

そ の 他

小野分科会会長 それでは、その他に入らせていただきます。

本日の議題に関係ないことでも、委員の方々の御意見、御質問があれば承りたいと思います。どうぞ。

佐々木委員 特別、議題の問題ではないのですが、まあ関連がないわけではありませんが、大臣許可のいわゆる以西底びきの許可の関係に及びますロケットの打ち上げ等の問題について少し御質問をしたいと思います。御案内のようにロケットの打ち上げが、H2の失敗から、今度は成功しまして、いわゆる国の政策ではこれが試験衛星から、今後商業ベースの打ち上げに入っていくということは当然のことでございますが、これに関係する漁業者では九州、四国の5県が関係をしておるわけございまして、特に、大臣許可については以西底びきが直接影響がございます。ほかの漁業についてはかつお釣りが主体でございますけれども、かつお釣りについては周年操業ということが原則ですけれども、以西底びきについては大臣許可で制限条項の中で、いわゆる期限の制限をなされておるわけでございます。ところが、衛星の打ち上げの数が、今までの状況でも予備日を入れますと大体周年250日以上が設定をされるという状況になります。打ち上げは5回打ち上げても、結局海が、一遍失敗すればおよそ1ヶ月はかかるということから、かなりの予備日が冬季、夏季も含めて設定をされておる状況でございます。

今回、3月28日に情報収集衛星が打ち上げられたのですが、これはいわゆる期間外の打ち上げで、事前協議対象でかなり、文部大臣が漁業者の同意なしに3月28日に打ち上げをするということが国会で公表をされたという問題に端を発して、関係漁業者からかなりの怒りの問題が出てまいりまして、打ち上げ関係のいわゆる了承を得るのに、同意を得るのにかなり苦勞をしたという経緯があるわけでございます。

そういう意味で、漁業者にとっては、これから商業ベースで衛星が打ち上げられると、漁業操業にはかなり影響が出てくるということは否めない状態でございます。だから、水産庁の大臣許可についても、その制限等も含めた今後のロケットの打ち上げに対するいわゆる漁業者の制限について、今後、緩和も含めた1つの新しい総合的な見直しの中の体制を私は検討していく必要がある時期に来たと認識をいたしております。

そうでないと、今のままで期間外、期間外という形で、ことしは2基、期間外を打ち上げるわけございまして、この都度、我々は事前協議で国との折衝の中で、あるいは漁業者の調整を図るのに大変な苦勞をしておるのが現状でございます。そういう意味から、この打ち上げが今後、まさしく国際的に要望が来、それが商業衛星として打ち上げられるということになって回数が増えれば、漁業者はそのたびに、いい時期に操業もできない、国が認めた期間もやめなければいけない、休業しなければならないというような事態が起きてきますし、まさに1年中を通じてい

つ打ち上げるやら、いつ成功するやらわからないような状態が非常に濃密度になってくるという問題もあるわけでございますので、水産庁として、できれば今後この打ち上げに対する関係漁業者との協議を抜本的な政策の問題として取り上げて、ぜひ協議をするような前向きな方向で御検討をいただきたいということを申し上げて意見を終わります。

小野分科会会長 では。

井貫沿岸沖合課長 委員御指摘の漁業は以西底びき網ではなく沖合底びき網かと思いますが、基本的には沖底の漁業者さんと宇宙開発事業団とのお話し合いだと思います。その中で、当然誠意ある話し合いがされるものと思われませんが、その中で許認可の面で何らかの対応をする必要があるというようなお話があれば、その時点でお話を聞いた上で、検討させていただきたいと思います。

小野分科会会長 そのほかに。

吉岡委員。

吉岡委員 お礼とお願いをいたしたいわけでございますが、特に西日本のずわいがには3月の20日で実は終了したわけでございます。今回、水産庁の大変な御努力によりまして、境調整事務所等の方にも監視船の増強等をしていただきまして、今回、我々の手元には3月31日現在のいろいろな資料を調整事務所の方からいただいておるわけでございますから、本省におきましても、我々以上の詳しい資料が入っておると思うわけでございますが、今回、やはり日本のEEZ内におきまして、相当数の違反漁具の回収を水産庁として随分と監視船としてなさっておるわけでございます。そうしたことに對しましては、我々としては漁業者として大変感謝を実はいたしておるわけございまして、そういう関係者に対しまして、改めてお礼を申し上げたいと思うわけでございます。

その中で、お願いといたしましては、今現在、カニが終わりまして以来、そうはちだとか、ほたるだとか、はたはただとかの操業を行っているわけございまして、肝心要のかに漁場につきましては全く空き巣に実はなっておるわけございまして、そういうときこそ、今現在でもやはり韓国のそうした違反操業は行われておるわけでございますので、我々がそういうかに漁場、今、働いておりませんから、一層監視体制を強力にお願いしたいということをこの際、お願いいたしておきたいと思うわけでございます。

今現在、隠岐北方におきましても、あるいはまた山口県、あるいはまた島根県沖合にしましても、我々漁船として毎航海、どの船も何十個という籠を持ち帰っておりますし、あるいはまた刺し網も持ち帰っておるわけでございます。それだけ監視の目を盗んで違反操業が繰り返されておるわけございまして、幸いにいたしまして、日韓財団の方でそういうふうな残材処理につきましては費用を出していただいておりますから持ち帰っておるわけでございますが、どうかひとつ水産庁といたしまして、監視体制を一層強力にお願いしたいと、このようにお願いいたしておきたいと思っております。

高柳管理課長 御指摘のとおりだと思っております。違法漁具の回収につきまして、年々過去最高で、違法漁具の回収をやっておりますけれども、引き続き日本海沖につきましても、今後とも監視体制の徹底強化をしまいたいと考えております。

吉岡委員 ありがとうございます。

小野分科会会長 そのほかに御意見、あるいは御質問、ございますか。特にもうございませんか……。

それでは、なければ本日の資源管理分科会を終了させていただきたいと思っております。

お忙しいところ、どうもありがとうございました。

閉

会